

【保証料補給について】

◆盛岡市商工振興資金

○保証料率と保証料補給率(無担保)

単位：パーセント

保証料率	1.700	1.550	1.350	1.200	1.050	0.900	0.800	0.600	0.450
保証料補給率	1.200	1.100	0.950	0.850	0.850	0.700	0.600	0.400	0.250
お客様負担率	0.500	0.450	0.400	0.350	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200

※有担保については、岩手県信用保証協会の定めにより、無担保の場合の保証料率から一律年0.1%を減じた率とします。

※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により特定中小企業者又は同条第6項の規定により特例中小企業者である旨の認定を受けた場合（セーフティネット・危機関連保証）は保証料を全額補給します。

◆岩手県商工観光振興資金

○岩手県商工観光振興資金利用者で、一定の要件を満たしている者については、保証料率に応じて市が保証料の一部補給を行います。補給率は下表の中段のとおりです。

○保証料率と保証料補給率(無担保)

単位：パーセント

保証料率	1.500	1.350	1.200	1.100	0.950	0.800	0.800	0.600	0.450
保証料補給率	0.300	0.200	0.100	0.050	0.050	0.000	0.000	0.000	0.000
お客様負担率	1.200	1.150	1.100	1.050	0.900	0.800	0.800	0.600	0.450

※有担保については、岩手県信用保証協会の定めにより、無担保の場合の保証料率から一律年0.1%を減じた率とします。

※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により特定中小企業者又は同条第6項の規定により特例中小企業者である旨の認定を受けた場合（セーフティネット・危機関連保証）は保証料を全額補給します。

◆岩手県小規模小口資金

○岩手県小規模小口資金利用者で、一定の要件を満たしている者については、保証料率に応じて市が保証料の一部補給を行います。補給率は下表の中段のとおりです。

○保証料率と保証料補給率(無担保)

単位：パーセント

保証料率	1.500	1.350	1.200	1.100	0.950	0.800	0.800	0.600	0.450
保証料補給率	0.500	0.400	0.300	0.250	0.250	0.100	0.100	0.000	0.000
お客様負担率	1.000	0.950	0.900	0.850	0.700	0.700	0.700	0.600	0.450

※中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定により特定中小企業者又は同条第6項の規定により特例中小企業者である旨の認定を受けた場合（セーフティネット・危機関連保証）は保証料を全額補給します。

◆岩手県特別小口資金 ◆岩手県中小企業経営安定資金(原油高対策) ◆岩手県中小企業成長応援資金

○岩手県特別小口資金・岩手県中小企業安定資金(原油高対策)・岩手県中小企業成長応援資金利用者で、一定の要件を満たしている者については、保証料を全額補給します。

◆その他

○盛岡市内の伝統産業事業者、または盛岡市産業支援センター・盛岡市産学官連携研究センター・盛岡市新事業創出支援センターに入居している事業者で、市長の認定を受けた者が「市で保証料補給を行う資金」を利用する場合は、市にて保証料を全額補給します。なお、伝統産業事業者とは南部鉄器、岩谷堂筆筒、浄法寺塗、秀衡塗、紫根染、南部古代型染、ホームスパン等の伝統産業に係る事業を営む者、または市長が認めた者をいいます。

【中小企業者とは】

盛岡市商工振興資金の融資の対象となる“中小企業者”とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号並びに第1号の2及び第3号に該当する者をいいます。具体的には次の表のとおりです。ここで「資本の額又は出資の総額」と「従業員の数」については、どちらか一方の要件を満たしている必要があります。

(表1)

(表2)

業種（表2の業種を除く。）	資本の額又は出資の総額	従業員の数	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
製造業、土石採取業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業など	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下			

【問合せ先】 ※融資の申込先は取扱金融機関の窓口です。

◆盛岡市商工振興資金について 盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課 工業振興係 TEL 019-626-7538
盛岡市若園町2番18号（若園町分庁舎1階）

◆岩手県制度融資について 岩手県商工労働観光部 経営支援課 TEL 019-629-5542

令和3年度

盛岡市中小企業融資制度

ご案内



盛岡市商工労働部ものづくり推進課

盛岡市中小企業融資制度

令和3年4月
盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課 工業振興係 TEL 019-626-7538

◇融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査があり、審査の結果ご希望に添えないことがあります。
◇融資の使途が市の区域外にある事業所に充てられる場合の保証料は補給しません。

資金の種類	貸付対象者	使途	金額	返済期間 (据置期間)	利率	保証料率 保証料補給率	連帯保証人 担保 返済方法	申込先・必要書類
商 工 振 興 資 金	中小企業者 年末資金	運転	500万円以内	11月1日から翌 年の3月25日ま で	【利率】年2.5%以内 ※但し、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合…年2.4%以内 【市からの利子補給】年1.5%	【保証料率】 ◆無担保…年0.45～1.7% ◆有担保…無担保の場合の保証料率から一律年 0.1%を減じた率とする。 ◆セーフティネット保証 1号～4号及び6号の利用者…年0.9% 5号・7号及び8号の利用者…年0.8%	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要	【申込先】 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、 盛岡信用金庫の各本店、支店 【必要書類】 融資申込書、納税証明書、資産証明書、印鑑証明書 連帯保証人の資産証明書・印鑑証明書 (個人企業) 青色申告している個人企業の場合は、申告書の写し (法人企業) 定款、登記簿謄本、決算書、試算表 【その他の必要書類】 (開業資金) 事業計画書、勤務経験を証明するもの (設備経費) 見積書、図面等 (貸借店舗の増改築) 賃貸借契約書の写し、 所有者の増改築承諾書 【返済方法】 原則として割賦返済 (1年以内は一括返 済も可)
	開業資金	運転 設備	1,000万円以内	7年以内 (1年以内)	【利率】 ◆返済期間3年以内 年2.5%以内 ◆返済期間3年超 年2.7%以内 ※但し、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合 ◆返済期間3年以内 年2.4%以内 ◆返済期間3年超 年2.6%以内	【市からの保証料補給率】 ◆無担保・有担保…年0.25～1.2% ◆セーフティネット保証及び危機関連保証(以 下「セーフティネット保証等」という)の利用 者…全額補給	【担保】 取扱金融機関の所定 の条件による。	※岩手県信用保証協会の信用保証の対象外の業種は融資の対象になりませ ん。
組 合 等 振 興 資 金	組合貸	運転 設備	1億円以内	▽運転7年以内 (1年以内) ▽設備10年以内 (2年以内)	年2.3%以内	【保証料率】 ◆無担保…年0.45～1.7% ◆有担保…無担保の場合の保証料率から一律年 0.1%を減じた率とする。	商工中金盛岡支店の 条件による。	【申込先】 商工組合中央金庫盛岡支店 ※必要に応じて信用保証を付すものとする。 (利率は年0.2%引き下げとなる。)
	構成員貸	運転 設備	6,000万円以内		年2.5%以内			

◇商工振興資金を利用する方で、市長の認定を受けた者は保証料を全額補給します。(詳細裏面「◆その他」)

利用者が市から支援を受けることができる岩手県中小企業融資制度

(下記制度利用者で一定の要件を満たしている場合は盛岡市から保証料補給を受けることができます。)

資金の種類	貸付対象者 保証料補給要件	使途	金額	返済期間 (据置期間)	利率	保証料率 保証料補給率	連帯保証人 担保	取扱金融機関・申込先
岩 手 県 中 小 企 業 融 資 制 度	商工観光 振興資金	運転 設備	運転…5,000万円以内 設備…1億円以内 【市から保証料補給 を受ける場合】 運転・設備 3,000万円以内	▽運転10年以内 (1年以内) ▽設備15年以内 (2年以内) 【市から保証料補給 を受ける場合】 ▽運転7年以内 (1年以内) ▽設備10年以内 (2年以内)	【変動金利(貸出時点上限付き)】 (H26.4.1現在) ◆返済期間3年以内…年1.9%以内 ◆返済期間3年超10年以内…年2.1%以内 ◆返済期間10年超15年以内…年2.3%以内 但し、融資実行後、融資実行金融機関の短期 プライムレート変動後、その変動幅分が変動 ※1年以内の手形貸付の場合は、固定。 ※セーフティネット保証1号～4号及び6号 を利用した場合は、0.1%減じた率とする。	【保証料】 ◆年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証 1号～4号及び6号の利用者…年0.7% 5号・7号及び8号の利用者…年0.6% 【市からの保証料補給率】 ◆無担保・有担保…年0.05～0.3% ◆セーフティネット保証等の利用者…全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 取扱金融機関の所定 の条件による。	【取扱金融機関】 普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 【申込先】 取扱金融機関
	中小企業 経営安定資金 (原油高対策)	運転	8,000万円以内	15年以内 (3年以内)	◆返済期間3年以内…年2.1%以内 ◆返済期間3年超10年以内…年2.3%以内 ◆返済期間10年超15年以内…年2.5%以内 ※但し、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合は、0.1%減じた率とする。	【保証料】 ◆年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証等の利用者…年0.6～ 0.7% 【市からの保証料補給率】 全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 取扱金融機関の所定 の条件による。	【取扱金融機関】 普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用組合 岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合 花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合 【申込先】 商工会議所、商工会の認定後、取扱金融機関 (緊急の場合は取扱金融機関)
	小規模 小口資金	運転 設備	2,000万円以内(た だし、保証付融資残高 との合計で2,000万円 以内の新規保証に限 る)	▽運転5年以内 (1年以内) ▽設備7年以内 (1年以内)	◆返済期間3年以内…年1.95%以内 ◆返済期間3年超…年2.15%以内	【保証料】年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証の利用者…年0.7% 【市からの保証料補給率】 ◆年0.1～0.5% ◆セーフティネット保証等の利用者…全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 不要	【取扱金融機関】 普通銀行 信用金庫 信用組合 【申込先】 商工会議所、商工会 (緊急の場合は取扱金融機関)
	特別小口資金	運転 設備	2,000万円以内		◆返済期間3年以内…年2.0%以内 ◆返済期間3年超…年2.2%以内	【保証料】年0.7% 【市からの保証料補給率】 全額補給	不要	
	中小企業 成長応援資金 (成長応援)	運転 設備	5,000万円以内	10年以内 (2年以内)	◆返済期間3年以内…年2.1%以内 ◆返済期間3年超10年以内…年2.3%以内 ※但し、セーフティネット保証1号～4号及 び6号を利用した場合は、0.1%減じた率と する。	【保証料】 ◆年0.45～1.5% ◆セーフティネット保証の利用者…年0.6～ 0.7% ◆経営革新関連保証…年0.6% 【市からの保証料補給率】 全額補給	【連帯保証人】 原則、法人における 代表者を除き不要 【担保】 必要に応じて徴求	【取扱金融機関】 普通銀行 信用金庫 商工組合中央金庫 信用組合 【申込先】 取扱金融機関
中小企業 成長応援資金 (事業承継)	運転 設備	8,000万円以内						

◇上記県単融資制度の保証料補給対象者で、市長の認定を受けた者は保証料を全額補給します。(詳細裏面「◆その他」)